

平成 28 年 10 月 29 日

# お 知 ら せ

(開発審査会基準の改正)

尾北支部  
土地利用部 会員各位

愛知県行政書士会 尾北支部  
支部長 伊代田 誠 二

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、支部運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、都市計画法関係の愛知県開発審査会基準につきまして、次の各号に関して基準が改正され平成 29 年 2 月 1 日より施行する旨の発表がございましたので、会員の皆様にお知らせ申し上げます。

<改正される基準>

第 1 号 分家住宅

第 7 号 既存集落内のやむを得ない自己用住宅

第 1 2 号 大規模な既存集落における小規模な工場等

\*大規模な既存集落として知事が指定する集落

上記、4 点につきまして平成 28 年 10 月 20 日に改正案が議決されました。

改正の内容（基準・運用基準・新旧対照表）につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

- ・愛知県のホームページ・・・建築指導課のページ
- ・愛知県行政書士会のホームページ・・・会員ページ
- ・尾北支部のホームページ

尚、改正基準についての質問は、愛知県行政書士会にて取りまとめているので、質問書（愛知県行政書士会のホームページに書式あり）に記載の上、FAXにて送付して下さい。また、本会にて研修会も企画されると思いますので、今後、本会からの連絡にご留意ください。

この件は、扶桑町の伊藤千勢会員より情報をいただきました。お礼申し上げます。